

教員の懲戒処分の公表について

本学教員による不適切な行為につき、公立大学法人富山県立大学教職員就業規則第52条第1項及び第53条第3号の規定に基づき、懲戒処分を行いましたので公表します。

なお、関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがあると判断されるため、内容の詳細についての公表は控えさせていただきます。

項目	内容
被処分者の所属	富山県立大学工学部
被処分者の職位	教授
被処分者の年齢、性別	40歳代（男性）
処分の内容	停職1月
処分年月日	令和6年3月21日
処分理由	不適切な経理手続き ・教授という立場の優位性を利用し、学生に対し虚偽の学生アルバイト出勤簿を作成するよう指示し不適切な経理手続きを行った。 (R5, R4, R1 教育研究奨励寄付金総額 518,910 円) ・学生からそのアルバイト給与を回収し旅費に充当した。 (事案発生年月日：令和6年1月23日)
再発防止策	・教職員、学生への意識改革(教職員、学生へのコンプライアンス教育) ・学生アルバイト給与のチェック体制強化(無作為抽出による給与チェック)